

日本橋ふくしま館イベントゾーン出展要綱

(目的)

第1条 一日も早い風評の払拭と福島県のイメージ回復を図るため、首都圏において、全国に誇る日本酒、果物菓子を始めとする特産品や工芸品等の魅力をPRするとともに、四季折々の多彩な観光や移住に関する情報、米の全量全袋検査等の食の安全・安心を確保する取り組みなど、復興に向かう「ふくしまの今」を、総合的・継続的に発信する情報発信拠点を整備する。また、市町村・農商工団体等による観光・物産プロモーション等の多様なイベントの開催、首都圏の消費者や企業、避難者への情報提供等に取り組むことにより、首都圏にしながら「ふくしまの魅力・元気・活力」を実感できる場所とすることを目指すものとする。

(申請者及び運営者)

第2条 この要綱において、「申請者」とはふくしま館においてイベントを実施(出展者)するものをいい「運営者」とは、福島県観光物産交流協会とする。

(イベントゾーン)

第3条 ふくしま館内のイベントゾーンは、「飲食コーナー」「実演コーナー」「催事コーナー」とする。

(利用期間)

第4条 イベントゾーンの利用期間は原則として7日間以内とし、別途協議のうえ決定する。「飲食コーナー」および「実演コーナー」は、1時期に1事業者のみ出展が可能とする。「催事コーナー」は、1時期に最大で5事業者程度の出展可能とする。(使用什器により変動する。)

(利用時間)

第5条 イベントゾーンの利用時間は、平日10:30～19:30 土日祝日11:00～17:30とする。

※利用時間内は必ず営業するものとする。

(日本橋ふくしま館営業時間 平日10:30～20:00 土日祝日11:00～18:00)

第6条 イベントゾーンへの搬出入時間は次のとおりとする。

<搬入>

前日(平日)18:00～19:50(土日祝日)16:00～17:50

当日(平日) 9:00～10:20(土日祝日) 9:30～10:50

<搬出>

当日(平日)17:30～19:30(土日祝日)16:30～17:30

※日本橋ふくしま館前には駐車スペースがないため、搬出入の際は、最寄りの駐車場に入庫し、台車等を利用し搬出入すること。

*搬出は当日に完了すること。

(利用資格)

第7条 イベントゾーンを利用できるものは、次に該当するものとする。

(1)福島県及び福島県内の市町村、観光協会・農商工団体の公益的又は公共的団体とする。

(2)その他前号に準ずるもので、運営者が特にその利用を認めた団体とする。

(3)県産品の製造又は販売をしている県内事業者とする。

(利用申請)

第8条 イベントゾーンを利用しようとするものは、催事実施希望日の10日前までに、別紙様式1「日本橋ふくしま館催事コーナー出展申込書(市町村・団体用)」、又は、別紙様式2「日本橋ふくしま館催事コーナー出展申込書(事業者用)」により運営者に対し申請するものとする。

(利用許可)

第9条 運営者は、第8条に定める申請書の内容が、利用資格や販売商品が適正と認める場合、利用を許可するものとする。

但し、館独自のイベント等と催事実施希望日が重複する場合は、この限りではない。

(諸経費・販売方法)

第10条

(1)イベント実施に要する人員、物品等の手配や、販売物や食材、機材等の搬入・搬出は申請者の負担により行うものとする。

(2)申請者は、イベントの適正な運営の確保と来館者の安全かつ快適な利用を第一とし、イベント開催期間中は係員をイベントスペースに常駐させるなど善良な管理者の注意義務をもって使用するものとする。

(3)申請者は、身体障害者の通行、又は非常の際における避難及び救護のため、通路及び避難経路に通行を妨げるおそれのある物品等を置いてはならない。

(4)イベント開催に伴う申請者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、申請の責任において処理するものとする。

(5)試食品及び飲食物の提供に係る衛生管理は、申請者の責任において行うものとする。

(6)イベント開催期間中は、運営者の指示に従うものとし、イベント終了後、ゴミは原則持ち帰り、速やかにイベントスペースの原状回復を行うものとする。やむを得ずゴミを置いていく場合は、運営者の指示に従うこと。

(7)イベントゾーン利用時間内は必ず営業し、撤収作業は営業終了後すること。

(8)買い物袋(レジ袋)は原則持参すること。(不足した場合は、ふくしま館のレジ袋を使用することができる。)

(9)出展者には催事用レジを貸し出し、会計は出展者毎とする。

(10)営業終了後、売上金を日本橋ふくしま館本レジ(POSレジ)へ入金し、領収書を受け取り営業終了となる。

(11)クレジット(交通系カードを含む)での会計はPOSレジで行う。

(12)商品に貼り付けるバーコード、入金用のバーコードの発行代(1円/枚)は売上金と相殺となる。

(支払条件)

第11条 売上金は、月末締め翌20日指定口座振込みとなる。(出展料、バーコード発行代等は相殺となる。振込手数料については出展者の負担となる。)

(出展料条件)

第12条 販売を伴わないイベントゾーンの使用については無料とする。販売を伴うイベントゾーンの使用については、売上金に対し該当する条件で出展料が確定する。条件は3段階設けており、内容は次のとおりとする。

但し、出展者が福島県観光物産交流協会の会員である場合、別に定める減額措置を講じることとする。

(1)出展料率5%

福島県及び福島県内の市町村、観光協会・農商工団体の公益的又は公共的団体が、主催するイベント。

(2)出展料率10%

その他前号に準ずるもので、運営者が特にその利用を認めた団体とする。

(3)出展料率15%

県産品の製造又は販売をしている県内事業者であり、(1)(2)の条件に該当しない場合とする。

(イベントゾーンの主設備)

第13条 出展者には以下の設備を無料で使用できることとする。

<飲食コーナー>

電源、ガスレンジ、ガスゆで麺機、鋳物ガスコンロ、電気フライヤー、2槽シンク、1槽シンク、食器洗浄機、製氷器、ストック用の冷蔵庫・冷凍庫(バックヤード)、レジ等。

※電源は100v、200vがあり、事業者あたり最大2000wまで使用可能。

※冷蔵庫・冷凍庫は共用物のため占有は不可。

<実演コーナー>

電源、平台、ディスプレイ用の冷蔵・冷凍ケース、ストック用の冷蔵庫・冷凍庫(バックヤード)、1槽シンク、レジ等。

※電源は100v、200vがあり、事業者あたり最大2000wまで使用可能。

※1槽シンク、冷蔵庫・冷凍庫は共用物のため占有は不可。

<催事コーナー>

電源、ストック用の冷蔵庫・冷凍庫(バックヤード)、レジ等。

※1事業者あたりの販売スペースは平台2台分のスペースとする。

※給湯設備は実演コーナーを利用すること。

※電源は100v、200vがあり、事業者あたり最大2000wまで使用可能。

※1槽シンク、冷蔵庫・冷凍庫は共用物のため占有は不可。

(緊急連絡)

第14条 搬入搬出及び、営業中に発生したアクシデントは次のとおり対応するものとする。

① 先ずは身の安全を確保すること。

② 直ちに下記宛てに連絡すること。

日本橋ふくしま館 TEL03-6262-3977

福島県観光物産交流協会 TEL024-525-4081

③ 2次災害が発生しないよう安全を確保し対処すること。

※館内のアクシデントについてはふくしま館職員又はビル管理人の指示に従って行動すること。

■ お問い合わせ先

日本橋ふくしま館

東京都中央区日本橋室町4-3-16柳屋太洋ビル1階

電話03-6262-3977 FAX03-6262-3978

＜販売商品の選定基準＞

当協会が定める『特定施設県産品選定要領』第4条の選定基準を満たすものであること。

『特定施設県産品選定要領』

(選定基準)

第4条 県産品は、以下の基準により選定することを基本とする。

- (1) 加工食品及び非食品については、原則として生産物賠償責任保険等に加入している事業者の商品であり、次のいずれかに該当していること。
 - (イ)商品の主要な原材料が福島県内産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
 - (ロ)商品の主要な原材料が福島県外産であり、商品の製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
 - (ハ)商品の主要な原材料が福島県内産であって、県外の事業者等により製造された場合は、商品の販売を県内事業者が行っていること。
- (ニ)上記に掲げる以外の商品であっても、本県のイメージアップや認知度の向上に相当程度寄与するものと判断できるものについては、特例的に「県産品」として取扱うことができるものとする。なお、東日本大震災及び原子力発電所災害の影響により、県外へ移転した事業所等については「県内事業者」として扱うものとする。
- (2) 加工食品については、ゲルマニウム半導体検出器等による放射性物質の検査を適宜実施していること。
- (3) 農林水産物については、福島県内で生産、収穫されたもので、福島県農林水産部が実施している「農産物を対象とした緊急時環境放射線モニタリング」において、出荷等制限品目に該当しないものであること。
- (4) 品質及び機能は消費者の信頼に十分応えることができるものであること。
- (5) 材料(原料、素材)は優良なものを使用していること。
- (6) 商品名称は内容物又は製品を的確に表現していること。
- (7) 内容物を誤認させる容器の使用又は過大な包装を行っていないこと。
- (8) 量目が表示内容と一致していること。
- (9) 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力を有すること。
- (10) 販売価格は、製造原価及び一般消費者の立場から納得のいく合理的かつ妥当なものであること。
- (11) 食品衛生法、食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等その他関係法令に定める規定に違反していないこと。